

第 15 回世界ポスタートリエンナーレトヤマ 2027 公募業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣 旨

第 15 回世界ポスタートリエンナーレトヤマ 2027（IPT2027）は、世界のポスターデザインの現況と成果を概観するため、作品を国際的に公募・選抜して展示公開するものであり、その公募にかかる準備・運營業務を委託するもの。

2 業務委託の概要等

（１）委託業務名

第 15 回世界ポスタートリエンナーレトヤマ 2027 公募業務委託

（２）業務内容

別紙「第 15 回世界ポスタートリエンナーレトヤマ 2027 公募業務委託仕様書」のとおりに

（３）委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

（４）委託費上限額

金 9, 0 4 8 千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※この委託料の上限額とは別に、契約手続きにおいて予定価格を設定します。

3 参加資格

次の要件を全て満たしていること。

- （１）提案を求める業務と同種又は類似の業務（イベント業務の運営等）を履行した業績を有する者であること。
- （２）富山県内に事務所を置く者であること。
- （３）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （４）会社再生法の規定による再生手続開始の申立て及び民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- （５）次のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者

4 企画提案の方法

(1) 主なスケジュール

8月 7日 (金)	プロポーザル開始
8月 7日 (金)	
～8月17日 (月) 午後1時	質問受付期間
8月17日 (月) 午後5時	参加申込提出期限
8月24日 (月) 午後5時	企画提案書提出期限
8月24日 (月) 以降	企画提案書審査 (書面審査)
8月27日 (木) 以降	企画提案書採択決定・審査結果公表
8月27日 (木) 以降	契約締結

(2) 企画提案書提出予定の登録について

本プロポーザルへの参加を予定する場合は、下記により申込を行うこと。

- ・提出書類 「プロポーザル参加申込書 (様式1)」「会社概要 (様式2)」
- ・提出期限 令和8年8月17日 (月) 午後5時まで (必着)
- ・提出方法 電子メール (必ず電話で到達を確認すること。)
- ・提出先 8の「問合せ先」に同じ

(3) 企画提案に関する質問

企画提案に関する質問については、下記のとおりとする。

- ・提出書類 「質問票 (様式3)」
- ・提出期限 令和8年8月7日 (金) から8月17日 (月) 午後1時まで (必着)
- ・提出方法 電子メール (必ず電話で到達を確認すること。)
- ・提出先 8の「問合せ先」に同じ
- ・回答 令和8年8月21日 (金) 頃までに、富山県のホームページ「公募型プロポーザル」ページに掲載する。

(4) 企画提案書の提出

提出する企画提案書は、下記のとおりとする。

① 提出書類

- ・企画提案書 (任意様式、A4版で10ページ以内 (片面10枚、両面5枚))
※別紙「第15回世界ポスタートリエンナーレトヤマ2027 公募業務委託仕様書」を参照のうえ提案すること。なお、本事業の趣旨に沿った提案であり、委託額の上限の範囲内であれば、独自企画として実施項目を追加して差し支えない。
- ・経費見積書 (任意様式、A4縦で2ページ以内 ((片面2枚、両面1枚))
※本委託事業の実施に伴う全ての経費 (独自企画として実施項目を追加した場合は、当該項目の実施に係る経費を含む。) を算出し、見積書を提出すること。また、積算の内訳が具体的にわかるように記載すること。
- ・業務実施体制報告書 (任意様式、A4縦で2ページ以内 ((片面2枚、両面1枚))
※責任者氏名及び職務経歴、人員配置・実施体制など
※過去に実施した類似企画等の実績

② 提出期限 令和8年8月24日 (月) 午後5時まで (必着)

- ③ 提出方法 電子メール（必ず電話で到達を確認すること。）
- ④ 提出先 8の「問合せ先」に同じ

5 審査の方法

（１）企画提案書の審査

提出された企画提案書等の内容について審査（書面審査）を行い、企画提案書の書面審査を行う。採点の結果、総合点が最も高かった提出者を契約先候補者に決定する。

（２）審査の観点及び配点

企画提案書を審査するに当たっての観点及び配点については、下記のとおりとする。

(50 点満点)

- ① 全体構成（５点）
 - ・企画書の内容・構成が、全体として本事業の趣旨に合致した内容となっているか
- ② 企画提案（10 点）
 - ・実現可能な企画で、魅力ある充実した内容となっているか
- ③ 運営体制・計画（10 点）
 - ・本業務の準備・運営にかかる実施体制・計画は適切か
- ④ 広報計画（10 点）
 - ・県内外、国外に向けて広く周知し、集客が期待できる方法か
- ⑤ 見積金額、実績（10 点）
 - ・経費配分、金額は適切か
- ⑥ その他（５点）
 - ・業務を遂行にあたり熱意・意欲はあるか、柔軟な対応ができるか

（３）審査結果の通知及び公表

- ①審査終了後、各提出者には審査結果（企画提案の採否）を通知する。
審査結果に対する異議申立ては受け付けない。
- ②審査結果のうち、以下の項目について県ホームページ等で公表する。
 - ・採択された提出者名

※公表した内容の外に情報公開請求がなされた場合の取扱い

企画提案書の採択決定後、富山県情報公開条例に基づき開示請求（情報公開請求）がなされた場合は、提出者に連絡した上で、提出者名、総合点を公開する。

6 契約の相手方の決定方法

- ① 県は、契約先候補者と業務履行に必要な具体的な協議を行い、協議が調った場合は、契約先候補者からあらためて見積書を徴収し、内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。
- ②契約先候補者と協議が調わない場合は、同候補者の次に総合点が高かった提出者とあらためて協議を行うこととする。

7 その他

- ①提案は参加者 1 者につき 1 案とする。
- ②次に掲げる場合については提案を無効とする。
 - ・ 本実施要領（仕様書及びこれに附属する書類を含む）に記載された条件に適合しない場合
 - ・ 所定の日時、場所、方法により提出しなかった場合
 - ・ 同一提出者が 2 以上の企画提案を提出した場合
 - ・ 提出書類に虚偽の記載がある場合
 - ・ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行ったことが判明した場合
 - ・ 複数の提案書を提出した場合・審査員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めるなど、評価の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ・ この他本実施要領に違反する行為があった場合
- ③委託先に選定された提案者の企画提案書及び委託業務により作成した成果物に係る著作権は、富山県に帰属するものとする。
- ④本プロポーザル参加に要する全ての費用は、参加者負担とする。
- ⑤選定の経緯、選定理由等に 関する問合せには一切応じない。
- ⑥委託候補者と県は、企画提案の内容に基づき、具体的な仕様を協議し調整が整った場合に契約を締結するものであり、本プロポーザルで提出された見積金額による契約締結を確約するものではない。

8 提出・問い合わせ先

〒930-0806 富山市新木場町 3-20

富山県美術館

T E L : 076-431-2715（直通）

F A X : 076-431-2712

E-mail : abijutsukan@pref.toyama.lg.jp

※本プロポーザルに関するメールを送付する際は、メール件名又は本文内に「IPT プロポーザル」を必ず含めること